

○ 社会福祉法人九戸福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この取扱は、社会福祉法人九戸福社会の非常勤の理事、監事、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

第3条 報酬は、役員等が理事会、監査、評議員会、各種委員会その他の業務執行のために出席したときこれを支給する。

2 評議員に支給する報酬の総額は、定款第8条に規定する額を超えない範囲で支給する。

3 報酬の支給の方法及び形態については、第1項による出席後の都度、銀行等による口座への振込みとする。ただし、1ヶ月分をまとめて支給することができるものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

2 前項の規程により支給する費用弁償の額は、社会福祉法人九戸福社会旅費及び費用弁償規程の例により旅費を支給する。

第5条 施設長及び一般職の職員が理事又は各種委員の職を兼ねる場合は、その兼ねる職としての当該報酬は支給しない。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

別 表（第2条関係）

区 分	職 別	年 額	月 額	日 額
理 事	理事長			7, 8 0 0
	その他の理事			6, 8 0 0
監 事				6, 8 0 0
評議員				6, 8 0 0
評議員選任・解任委員会委員				4, 5 0 0
入所検討委員				4, 5 0 0
苦情解決第三者委員				4, 5 0 0
運営推進委員				4, 5 0 0
その他の委員等				4, 5 0 0

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。